# 徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
法制文書課

定期第２号　令和元年５月８日発行


目　　次

※は県例規集登載

【告示】


| 番　号 | 表　　題 | 担当課名 |
|---|---|---|
| ９※ | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件の一部を改正する件 | 職員厚生課 |
| １０※ | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第１０条の２の知事が定める金額を定める件の一部を改正する件 | 同 |
| １１ | 指定障害児通所支援事業者を指定した件 | 障がい福祉課 |

**徳島県告示第九号**

平成二年徳島県告示第八百七十八号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件）の一部を次のように改正し、令和元年五月八日から施行する。

令和元年五月八日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

表を次のように改める。

| 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 |
| --- | --- | --- |
| 二十歳未満 | 四、九〇〇円 | 一三、二八五円 |
| 二十歳以上二十五歳未満 | 五、四八四円 | 一三、二八五円 |
| 二十五歳以上三十歳未満 | 六、〇一〇円 | 一四、二四九円 |
| 三十歳以上三十五歳未満 | 六、三八九円 | 一七、二八五円 |
| 三十五歳以上四十歳未満 | 六、七六〇円 | 一九、〇五二円 |
| 四十歳以上四十五歳未満 | 七、〇四二円 | 二一、三九九円 |
| 四十五歳以上五十歳未満 | 七、〇八六円 | 二三、三〇四円 |
| 五十歳以上五十五歳未満 | 六、九一三円 | 二五、二三二円 |
| 五十五歳以上六十歳未満 | 六、四二四円 | 二四、七九七円 |
| 六十歳以上六十五歳未満 | 五、二二一円 | 一九、七六九円 |
| 六十五歳以上七十歳未満 | 三、九六〇円 | 一四、九九七円 |
| 七十歳以上 | 三、九六〇円 | 一三、二八五円 |

**徳島県告示第十号**

平成八年徳島県告示第四百七十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の知事が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、令和元年五月八日から施行する。

令和元年五月八日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

表常時介護を要する状態の項第一号中「十万五千二百九十円」を「十六万五千百五十円」に改め、同項第二号中「五万七千百九十円」を「七万七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項第一号中「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に改め、同項第二号中「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

**徳島県告示第十一号**

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和元年五月八日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

| 指定障害児通所支援事業者 | | 指定障害児通所支援事業を行う事業所 | | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | | |
| 合同会社ハビリテ | 徳島市中島田町二丁目六七番地の一 | おやこ支援室ゆずりは | 徳島市北矢三町三丁目二―八五 | 児童発達支援 | 平成三十一年四月一日 |
| 社会福祉法人十字会 | 三好郡東みよし町加茂一四五四番地 | 障害児通所支援事業所ヴィレッジあこ | 三好郡東みよし町加茂一四五〇番地 | 児童発達支援<br>放課後等デイサービス | 同 |
| 株式会社友愛 | 阿南市見能林町ふちう二番地三 | 児童支援事業デイサービスみらいず | 阿南市羽ノ浦町宮倉日開元一九番地五 | 同 | 同 |
| 株式会社豊結会 | 同　那賀川町小延三九番地三 | 児童デイサービスセンター Ｆｏｒ Ｙｏｕ ―南昭和町― | 徳島市南昭和町二丁目二〇番地一一 | 児童発達支援<br>放課後等デイサービス<br>保育所等訪問支援 | 同 |